

ORCA-Voice ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社オープンテクノロジーズ（以下「当社」といいます）は、お客様に、本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）に基づいて提供する本ソフトウェア製品「ORCA-Voice」（以下「本製品」といいます）を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。本製品をインストール、複製、または使用することによって、お客様が本契約書のすべてにご同意いただいたものといたします。なお、本契約書の条項に同意されない場合は、本製品をインストール、複製、または使用しないでください。なお、当社がネットワーク等を介して本製品を提供する場合は、ダウンロードされる際にも本契約書にご同意いただく必要があります。本契約書の条項に同意されない場合は、ダウンロードを中止してください。

1. 著作権

(1) 本製品に関する著作権等の知的財産権は、当社に帰属し又は第三者から正当なライセンスを得たものであり、本製品は、日本およびその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されています。

2. 権利の許諾

(1) お客様は、本契約の条項にしたがって本製品を使用する非独占的な権利を本契約に基づき取得します。お客様は、お客様所有のPCに搭載されたHDDその他の記憶装置に本製品をインストールし、お客様が導入/利用されている日医標準レセプトソフト(以下、日レセ)から出力される帳票を音声コード化する目的においてのみ、使用することができます。

(2) お客様が導入/利用されている日レセ環境において、本製品に付属するサンプルコンテンツ(ソースコード、テンプレートなど)をそのままの状態でもしくは改変して使用することができます。ただし、サンプルコンテンツおよびお客様が改変したサンプルコンテンツの使用は、全てお客様の責任において行われるものとします。

(3) お客様は、本製品をバックアップまたは保存の目的において複製することができます。

3. 制限事項

(1) お客様は、いかなる方法によっても、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本製品の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。お客様の改変に起因した本製品に生じたすべての障害については、当社は一切責任を負いません。

(2) お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本製品を全部または一部であるかを問わず、使用、複製することはできません。

(3) お客様には本製品を使用許諾する権利はなく、またお客様は本製品を第三者に販売、貸与またはリースすることはできません。ただし、当社とお客様の間で本製品の販売に関する契約が締結されている場合は、この限りではありません。

(4) 本製品に万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、当社は何らの保証もいたしません。

(5) 本製品の利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。

(6) 本製品について、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、当社は一切その責任を負いません。

(7) 上記の他、本製品の利用に関して、お客様又はお客様の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。

(8) 当社が本製品の誤り（バグ）を修正した場合には、当社はお客様に対して、修正済みの製品、または修正に関する情報を提供いたします。ただし、修正済みの製品または修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて当社の裁量により決定させていただきます。

4. 責任の制限

(1) 当社は、本契約その他いかなる場合においても、結果的、付随的あるいは懲罰的損害について、一切責任を負いません。お客様は、本製品の使用に関連して第三者からお客様になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より当社を免責し、保証するものとします。

5. 契約の期間

(1) 本契約は、お客様が本製品をダウンロードし、またはお客様のハードウェアにインストールされた日をもって発効し、次によって終了されない限り有効に存続するものとします。

(2) お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、当社は、お客様に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。その場合、当社は、お客様の違反によって被った損害をお客様に請求することができます。なお、本契約が終了したときには、お客様は直ちにお客様のハードウェアに保存されている本製品を破棄するものとします。

6. 輸出管理

(1) お客様は、本製品あるいはそれに含まれる情報・技術を外国に出荷・移転することはできません。

7. 一般条項

(1) 当社は、お客様へ事前の通知を行うことなく、本契約書の内容およびその他の告知方法を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約書の内容は無効となり、最新の本契約書の内容が適用されるものとします。

(2) 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。